

11月21日から 戸籍証明は 早く見やすく

戸籍の電算化がスタート

松田町では、戸籍事務の効率化、正確性の向上と戸籍証明の発行時間の短縮を図るため、11月21日から町の戸籍情報を、これまでの紙による記載・管理から電算（コンピューター）によるデータ管理に置き換えることとしました。

電算化に伴い、見た目が複雑だった現在の様式も見やすいものへと生まれ変わり、より早く正確な戸籍証明の発行ができるようになります。

戸籍とは

相続、納税、年金、婚姻、福祉、旅券（パスポート）発行などの手続きを迅速かつ確実にを行うために用いられる戸籍は、日本国籍を有する者の基本情報を登録し記載した公的証書です。

戸籍制度は、明治4年に戸籍法が制定されて以来、百年以上にわたり、日本国民であること（国籍）や、夫婦・親子・相続などの身分関係を証明する唯一の制度として私たちの社会基盤を支えてきました。

昭和22年に「戸籍を家単位から夫婦単位とする」新戸籍法に変わり、現在に至っています。

また、戸籍の附票には現住所と転居歴も記載されています。

戸籍の電算化とは

現在の和紙に記載されている事項を、コンピューターで使えるデータに置き換え、管理や記載、各種証明書の発行などすべての戸籍事務をコンピューターでできるようにすることです。

これまでの戸籍は、戸籍専用の和紙にタイプライターや手書きで記載し、管理していました。このため、戸籍謄本などの請求時には複写して交付するため、多くの時間と手間を必要としていました。

今回の電算化によりこれらの事務作業がコンピューターで処理できるようになるとともに、これまではそれぞれに管理されていた戸籍や除籍などが同一のシステムで管理できるようになるため、戸籍の作成や発行がより速く正確になり、窓口での待ち時間が短縮されます。

旧戸籍見本				新戸籍見本			
昭和五十九年九月八日 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領一 番地 松田太郎	昭和五十九年九月八日 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領一 番地 松田太郎	昭和五十九年九月八日 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領一 番地 松田太郎	昭和五十九年九月八日 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領一 番地 松田太郎	昭和五十九年九月八日 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領一 番地 松田太郎	昭和五十九年九月八日 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領一 番地 松田太郎	昭和五十九年九月八日 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領一 番地 松田太郎	昭和五十九年九月八日 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領一 番地 松田太郎

電算化でより見やすく

新戸籍見本		(1の1) 全部事項証明
氏名	松田 太郎	
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】 平成23年11月19日 【改製事由】 平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に記載されている者	太郎 【配偶者区分】 夫 【生年月日】 昭和49年12月28日 【父】 松田太郎 【母】 松田花子 【続柄】 長男	
身分事項 出生	【出生日】 昭和49年12月28日 【出生地】 神奈川県足柄上郡松田町 【届出日】 昭和49年12月30日 【届出人】 父	
婚姻	【婚姻日】 平成16年3月21日 【配偶者氏名】 神奈川桃子 【従前戸籍】 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領一番地 松田太郎	
戸籍に記載されている者	桃子 【配偶者区分】 妻 【生年月日】 昭和51年11月24日 【父】 神奈川次郎 【母】 神奈川梅子 【続柄】 長女	
身分事項 出生	【出生日】 昭和51年11月24日 【出生地】 神奈川県小田原市 【届出日】 昭和51年11月28日 【届出人】 父	
婚姻	【婚姻日】 平成16年3月21日 【配偶者氏名】 松田太郎 【従前戸籍】 神奈川県足柄上郡松田町山1番地 神奈川次郎	
以下余白		
発行番号	00000001	
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。		
平成23年11月21日		
神奈川県足柄上郡松田町長 島村 俊介 職印		

電算化で何が変わるの？

1 戸籍謄本・抄本の名称が変わります
これまでは戸籍や除籍の全員の証明を「謄本」、個人の証明を「抄本」と呼んでいましたが、電算化されると「全部事項証明書」、「個人事項証明書」にそれぞれ名称が変わります。

2 見やすくなります
縦書きから、横書きで項目ごとに書いたものになり、数字も漢数字から算用数字に変わり見やすくなり、用紙サイズもB4サイズからA4サイズに変わります。

3 用紙と証明印が変わります
偽造防止のため「改ざん防止用紙」に、また、証明印もこれまでの朱色から黒色の「電子公印」に変わります。

4 本籍地の地番表示が変わります
本籍地の地番表示の「の」の記載がなくなります。

県内14町村で電算システムを共同利用

松田町は平成24年2月から運用開始

神奈川県内の14町村では、住民情報などの電算システムを統一し、データセンターで一括管理したものを共同で利用する方法（自治体クラウド）を平成23年10月から開始しました。これまで各町村が個別に管理・運用していたために膨大な経費がかかっていましたが、電算システムを共同利用し、一括で管理することによって、経費の削減が見込まれます。県内14町村は、平成21年度から検討を重ね、具体的な管理・運用を進める組織として、平成23年4月1日に「神奈川県町村情報システム協同組合」を設立しました。

松田町では、この電算システムの共同利用を、現システムのリース満了



9月20日には、全国町村初の自治体クラウドを記念して、大井町役場でオープニングセレモニーが行われました

【問合せ】企画財政課 12222

証明手数料は変わりません

戸籍の各種証明書発行の手数料は電算化後も変わらず、戸籍は1通450円、除籍、改正原戸籍等は1通750円です。

電算化される戸籍

今回電算化されるのは本籍が松田町にある方の戸籍です。住所が松田町内にあっても、本籍が松田町以外の方は対象になりません。

電算化前の戸籍は

「平成改正原戸籍」となります。コンピューター化後の戸籍には、死亡・婚姻などでその戸籍から除籍されている方や離婚などの一部の事項は記載されません。相続等でこのような事項の証明が必要な方は「平成改正原戸籍」を請求していただくことになります。

【問合せ】税務住民課住民窓口係 ☎(83) 1225